

市内各地域包括支援センター長
居宅介護支援事業所 管理者
各位

事 務 連 絡
令和2年 4月16日

東村山市健康福祉部介護保険課長
江川 裕美
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス提供における臨時的な取り扱い
について（周知）

日ごろより当市の介護保険行政にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

令和2年2月25日付「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス提供における
臨時的な取扱いについて（周知）」にて当市より発出した事務連絡について、サービス
担当者会議とモニタリング訪問についての対応はお示したところではありますが、下
記の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取
扱いについて（8報まで）が発出されたことにより、改めて対応の一部を変更しご対応
願いたいと存じます。

基本的には下記の発出された事務連絡を個々の状態に応じて判断していただくこと
になります。また、感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合について、
サービス担当者会議や居宅介護支援のモニタリング等は、柔軟に対応することが可能に
なります。柔軟な対応等を行った場合は、支援経過等に現在の状況に至った旨の経過と
結果を記録に残してください。

今後、このような状況が続くと予想されることから、この通知以降の保険者への報告
の電話は不要といたします。また介護支援専門員は現在に至る状況を把握し、管理者の
かたがまとめて確認していただきますようお願い申し上げます。

記

- 令和2年2月17日付、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」
- 令和2年2月28日付、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」

○令和2年3月6日付、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」

○令和2年4月10日付、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（8報）」

以上